

子どものしあわせのために

～子どもを養育するひとり親家庭などへの給付制度のお知らせ～



◆児童扶養手当

▼対象 つぎのいずれかに該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

▼手当の金額

子どもの人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
2人目 加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降 加算額	6,110円 (1人につき)	6,100円～3,060円 (1人につき)

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になることもあります。

問合せ こども支援課 ☎ (42) 8454 FAX (42) 2130

◆特別児童扶養手当

▼対象 身体などに一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人

障がいの状態	月額(1人につき)
1級(重度)	52,500円
2級(中級)	34,970円

※子どもが施設に入所している、また、障がいを支給事由とする年金を受給している場合は除きます。

◆ひとり親家庭等医療費

医療保険制度で医療にかかった場合の医療支給制度です。

▼対象 つぎのいずれかに該当する人

- ①父子家庭の父とその子ども
 - ②母子家庭の母とその子ども
 - ③父母のいない子どもとその養育者
 - ④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する父または母
- ※所得制限があります。

- ・対象となる子どもは、18歳になった年の年度末(3月31日)までです。
- ・一定の障がいがある場合は20歳になるまでです。

人権 それは愛

「インターネットにおける人権問題」
～新たな差別を生み出さないために～

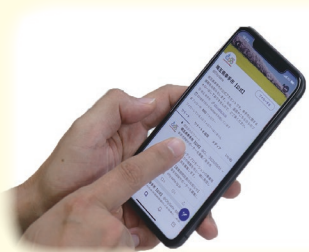
パソコンやスマートフォンの普及により、インターネットは身近なものとなり、今では日常生活に欠かせなくなりました。特に、ウェブサイトの掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーク・キングダム・サービス)、動画配信サイトは、これまでの情報発信のあり方に大きな影響を与えました。

一方で、その匿名性や情報を拡散させる力を利用した、差別的な書き込みや言動が、人権侵害につながる問題として数多く発生しています。今年に入ってから、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷が見受けられます。また、SNS上で誹謗中傷を受けていた人が命を落とした事案も発生しています。

こういった、インターネット上で誹謗中傷をする行為は罪に問われる可能性があります。

があり、国では、インターネット上の発信者の特定を容易にし、悪意のある投稿を抑止する制度改正の議論をはじめました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活様式が変わっていき、今まで以上にインターネットに触れる機会が増えます。インターネットは便利な反面、使い方間違えれば危険なツールになることを正しく理解し、私たち一人ひとりが、相手のことを思いやり、責任をもった行動を心掛けることが大切ではないでしょうか。



考えよう 平和の大切さ

市では、平成2年度の「幸手市平和都市宣言」以来、世界の恒久平和を願い、さまざまな活動を行っています。

その一環として、次世代を担う子どもたちに、平和の大切さを再認識してもらうため、市内中学3年生を対象に「平和の作文」を募集しました。その中から最優秀1人・特選5人・入選6人の計12人のみなさんを選出し、7月8日(水)に市役所で「平和の作文」の表彰式を行いました。

入賞者のみなさん

▼最優秀(敬称略)

宮崎 美花 (幸手中)

▼特選(敬称略)

磯崎 ここ音 (幸手中)

角舘 澄海 (西中)

▼入選(敬称略)

鈴木 璃子 (幸手中)

中島 京子 (西中)

小沼 侑香里 (東中)

吉田 真倅 (西中)

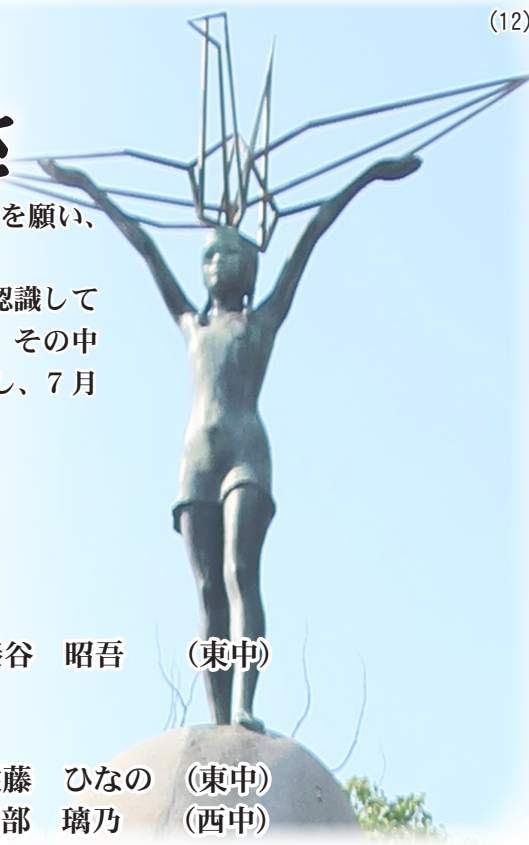
平山 心結 (幸手中)

高岡 華子 (西中)

湊谷 昭吾 (東中)

遠藤 ひなの (東中)

高部 璃乃 (西中)



▲入賞者のみなさん



▲作文を発表する宮崎さん

※毎年、広島市で行われる平和記念式典には、「平和の作文」入賞者の代表のみなさんを派遣していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣事業を中止します。
※「平和の作文」文集は、市役所本庁舎1階人権推進課で配布しております。数に限りがありますのでお早めに窓口にお越しください。

平和のための写真館

みなさんのご家庭に保存されていた戦時中などの貴重な写真を展示します。平和の大切さを改めて考えてみましょう。

とき 8月3日(月)から14日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜、祝日は除く。

ところ 市役所本庁舎玄関ロビー

平和祈念の黙とうにご協力を

原爆死没者や戦没者のご冥福と世界の恒久平和を祈念して、ご家庭や職場で、1分間の黙とうを捧げましょう。

【広島原爆の日】8月6日(木)午前8時15分
【長崎原爆の日】8月9日(日)午前11時2分
【終戦記念日】8月15日(土)正午

問合せ 人権推進課 ☎ (43) 1111 内線 162 FAX (44) 0257

